

その他の検討課題

課題	資料
<p>< 重疊的債務引受 > 新組織移行後、機構は、会社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、会社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けることとなっている（機構法 15 条）。当該債務引受について、重疊的債務引受であるとすればどのような会計処理方法を採用するか。</p>	3 - 1
<p>< 消費税の扱い > 新組織移行後、消費税については税抜処理と税込処理のいずれを採用するか。</p>	3 - 2
<p>< 基金勘定 > 機構法第 20 条において、機構は、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第 15 条第 1 項に規定する退職金支払確保契約に関する業務及びこれに附帯する業務に関する基金を設けることとされている。当該基金について、どのような会計処理方法を採用するか。</p>	3 - 3
<p>< 固定資産の計上区分 > 道路の固定資産の勘定科目をどのように設定するか。 * 勘定科目を目・節まで定める場合、もしくは定めない場合には、次のようなメリット・デメリットがある。</p> <p>(1) 定める場合 < メリット > 道路事業固定資産は機構の保有であるが、実際に資産計上・管理するのは各会社となる。統一しておけば、処理がバラバラとなる可能性が低くなる。 会社は 6 社となり、目・節まで統一しておかないとバラバラとなる可能性がある。各社間の比較可能性を確保するためには一定レベルの統一が必要である。</p> <p>< デメリット > 技術革新や会社の事業展開により追加されることとなり、その都度、省令の変更などが必要となることが想定される。</p> <p>(2) 定めない場合 < メリット > 技術革新や会社の事業展開により追加されることとなっても、その都度、省令などの変更が必要ない。 各公団の実情にあった処理が出来る。</p> <p>< デメリット > 道路事業固定資産は機構の保有であるが、実際に資産計上・管理するのは各会社となる。統一しておかないと長期のうちには処理がバラバラとなる可能性がある。 会社は 6 社となり、目・節まで統一しておかないとバラバラとなる可能性がある。各社間の比較可能性を確保するためには一定レベルの統一が必要である。</p>	3 - 4